

日時・場所	令和2年8月17日（月）8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、吉川病院事務部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、川尻政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・お盆は終わったがまだ夏季であり、年次休暇も含めて夏の休暇を、良い意味でゆったりと取れるように改めて確認してもらいたい。誤解がないように言えば、休みを取るのも仕事のうちであり、ずっと働き詰めはあり得ない。休みも取れるように仕事をこなし、休みを仕事の犠牲にしないようにしてもらいたい。

2. 議題

① 防災型小規模コミュニティセンターの設置について

有事における避難場所を確保することにより防災機能を強化し、平時には地域コミュニティを維持することを目的として、防災型小規模コミュニティセンターを設置する。建設の条件は、対象地域内に指定避難場所がなく、高齢化率が高いこと、対象地域に住宅地が概ね500世帯以上あり、概ね2,000㎡以上の遊休市有地があること、対象地域の半分以上が0.5m以上の浸水想定地域であること等である。施設の建設は市が行うが、維持管理は指定管理先の地元自治会等で行うこととなる。現在、建設候補地は旧三上幼稚園跡地を想定している。

→自治会の自己負担はないのか。

→建設に係る初期費用の負担はないが、通常の維持管理は自治会の負担となる。

→財源を自治会に負担してもらおうなら、どのようなスキームがあるのか。

→最低限の負担割合を設定する方法もある。三上集楽センターでは自己負担を出されたと聞いている。

→そのケースは土地改良事業として実施され、市の施設が神社の土地に建っており、自治会館にしようにも地元負担金があり、市の所有でもないためややこしくなっている。地元負担金をもらって市の施設を建てることは可能なのか。フローでもらうか、イニシャルでもらうかのどちらかしかないと思う。南櫻と北桜も土砂災害の危険地域であるため、地域全体として要望が上がっている。

→南櫻と北桜からも避難所を設けて欲しいという要望が上がっているということか。

→そうである。コミセンは浸水地域にあり、小学校も使えないため、現状では北桜や南櫻の土砂災害危険地域に居住されている人の避難場所が近隣にない。

→近江富士自治連合会だけでなく、三上学区としての要望ということか。

→公式文書として出ているのは近江富士だけだが、学区の連合会長からも口頭では聞いている。

→財源の説明で、地方債一般事業として起債充当率75%とあるが、これは国の交付税が付くものではないが、単純に75%分の借金ができるということか。

→そうであるが、実際の建設時には最も有利な財源を選択する。

→実態として自治会館の機能が十分でなかったため、桜橋会館を耐震対策等ができていない状態で貸し続けていたが、これがなくなり、保育園もなくなった。施設が必要な実態を勘案し、現

時点で可能なスキームはこれしかない。

→この仕組みでは市の施設として整備されるが、将来、当該地域で自治会館を建てたいという話になった場合、建設補助金の対象となるのか。

→この仕組みで整備した場合には、自治会館を建てることはないという前提である。

→自治会館として使用することとなるため、自治会から面積に応じて使用料を徴収するという検討はなかったのか。

→指定管理者であり、本来は市から指定管理料を払うところだが、地元自治会負担とするため無償とする。使用される団体等から使用料をコミセン同様に徴収してもらい、市へ納めてもらうことは今後、協議したいと考えている。

→指定管理は自らが管理者となり、受益の部分で工夫をすることによって指定管理料の中で施設管理をしてサービスを提供するものである。コミセンは特殊なルールにしているが、きちんとルールに準じてやれば良い。

→大規模改修はどこまでの範囲をルールや基準に入れるのか。

→承認されれば、大規模改修は現行のコミセンの計画（大規模改修・施設保全計画）に入れていく想定をしている。

→どこまでを大規模改修とするのか。エアコン等は大規模改修までに壊れると思うが、それは市が負担するのか。

→大規模改修としては、躯体や屋根等を想定している。エアコンの個別の修繕はしないが、総替えとなれば大規模改修の範疇となる。

→制度には汎用性があるということか。

→同じ条件であれば対象となり、汎用性はある。

→三上学区の自治連合会ではこの議論はされているのか。

→公式に議題に挙がったとは聞いていないが、口頭では期待しているという話は聞いている。

→学区内で他にも自治会館を建てたいという自治会があるが、不公平との声は上がっていないのか。確認しておくこと。

→他の自治会からそういった声がかかることを心配しての意見が多いかと思う。せめて学区内では合意を得ておくことが必要ではないか。

→これまではスキームがないが、20年来の課題をどういった形で解決するのかを考えないといけない。表できちんとルールを作って解決できるのか、捌くだけで済むなら簡単だが、物事は多面的に見ていかないといけない。

→再度確認するが、三上学区できちんと合意が得られているのか。

→連合会長が言っているということは合意が得られていると理解しているが、再度確認しておくこと。不透明なことは一切やらないので、表に出して堂々と議論できるよう、将来的なルールができるかを検証すること。

3. その他伝達事項

○野洲市総合体育館旧温水プール棟解体工事について、前回の部長会議で報告したが、いただいた意見によりこれまでの経緯と過去の地図を追加したので報告する。（教育委員会）

→総合調整会議の議事録では、体育館の規模が大きかったため都市計画決定できなかったとあるが、どういう意味か。

→以前に調べたが、経緯に関する書類が残っておらず、詳細は不明である。当時の担当者への聞き取りにより確認したが、都市計画よりも文部省の補助金の方が早く造れたためではない

かと推測している。

→調整会議での説明は誤りということか。

→その時点で調べた内容を答えたものだが、確実ではないため資料からは削った。

→都市計画決定は何を決定しようとしたのか。

→運動公園を作るためと認識している。

→運動公園ということは、都市計画公園か。

→それを目指していたようである。

→都市計画公園なら本来は平面利用であるため、大きな建物が建たないことは分かるが、そこが明らかにならないと経緯を調べても全然分からない。再度、確認しておくこと。

○ 8月20日（木）午後2時から自民党滋賀県議会議員団の野洲市における政務調査会が開催されるので、関係者の出席について協力願う。（議会事務局）

→どこの部局が関係するのか。

→今年の国県要望の重点要望事項と国道の整備と河川の整備に関する要望の5項目であり、市長、健康福祉部長及び都市建設部長となる。

→市会議員が事前に担当部局に確認してもらい、市の問題や課題を理解した上で、県会議員とやり取りをする場であり、議員同士が話し合う場に執行部が同席するのはおかしいのではないか。コロナ対策で出席者を減らすという点から、市長のみが出席することに変えてはどうか。

→議会事務局としては部長の出席もお願いしたい。

→合理性からは不要だと考えるが、市としては県会議員と市会議員のやり取りを確認するという位置付けで、関係部長に臨席してもらうこととする。

是非、これまでのやり方は見直して欲しい。ウィズコロナやポストコロナと言われているが、日々の中で気が付いて、抜本的に変えていかないといけない。

○ 8月21日（金）及び24日（月）に議案勉強会が開催されるので、各部の次長の出席をお願いする。（議会事務局）

○ 先週の部長会議に付議していた令和2年確定申告会場について、会場の使用について所管部局との詳細の調整や自治連合会役員会等の意見を踏まえた調整整理を行うため、今月の全員協議会での報告は見合わせる。（総務部）

4. 次回部長会議の予定

8月24日（月）8時45分～ 庁議室